# 令和4年度第1回 滋賀県環境審議会自然環境部会 議事概要

日時: 令和4年(2022年)9月30日(金)

14時00分~16時30分

場所:日本生命大津ビル4階

環びわ湖大学・地域コンソーシアム会議室

# 出席委員:

13 名中 11 名出席

会場出席:内海委員、梅木委員、関根委員(代理 鑪様)、田中委員、平松委員、前畑

委員、家森委員

WEB 出席: 荒木委員、石田裕子委員、酒井委員、畑田委員

欠 席:石田龍一委員、石川委員

議 題:鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第4次)の素案について

滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画(第4次)の素案について

# 配布資料

- ●次第
- ●委員名簿・配席表
- ●議題1 資料1-1~1-4、参考資料1-1~1-3
- ●議題 2 資料 2-1~2-3 (2)、参考資料 2-1~2-2
- ●議題3 資料3-1~3-4、参考資料3-1~3-2

# 会議の概要:

- ・定刻に至り、事務局の開会宣言により、令和4年度第1回滋賀県環境審議会自然環境部 会が開催された。
- ・事務局から、本日の出席委員は13名中11名が出席で、本部会の成立要件が満たされていることが報告された。
- ・琵琶湖環境部次長が挨拶を行い、その後委員の互選により前畑委員が部会長に選出され 議長となり、議事の進行が行われた。
- 議題について審議がなされた。

# 議題: 鳥獣保護区特別保護地区の再指定について

<事務局から鳥獣保護区特別保護地区の再指定について説明を行った> 事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

# 委員:

鳥獣保護区は狩猟が規制されており、それに加えて特別保護地区は行為規制が3つほどあり、参考資料1-1で説明していただいたが、特別保護地区では工作物の新改増築や、水面の埋め立て干拓、木竹の伐採等の行為について規制があり、このような規制があるからこそ鳥獣の保護がされているととらえている。これまで当該特別保護地区においてこれらの許認可をされた実績がもしあればそれについて紹介いただけないか。

### 事務局:

これまでの過去実績すべてという訳ではないが、ここ2、3年ではこの地区での許認可はないと把握している。

# 委員:

オオヒシクイとマガンと書いているが、計画書4ページ目の生息する鳥獣種にはマガン が入っていない。

# 事務局:

令和2年、3年度に実施した調査では、マガンは確認されておりませんでしたので、生息する鳥獣種には記載していない。

# 委員:

庁内関係課からの協議資料のなかで、史跡小谷城跡は特別保護地区への該当がないとあるが、もし該当しないのであれば、計画書の他法令による規制区域の欄に「小谷城跡 史跡、小谷城遺跡 城跡 1 ha」という記載の意味が分からない。

#### 事務局:

ご指摘のとおり計画書には史跡と城跡のどちらも記載しているが、史跡は該当しないというところであったので、他法令による規制区域については「小谷城遺跡 城跡」のみで「小谷城跡 史跡」は削除する。

#### 委員:

区域文の①~⑧の番号についてはそのまま告示するのか。番号を残すのであれば、地図上にも番号を付けないとなんのことか分からない。

# 事務局:

告示の際には番号を消して告示することとなっている。

#### 委員:

4 (1) 当該地区の概要のアに鳥獣保護区の位置とあるが、これは特別保護地区の位置ではないか。

#### 事務局:

過去の計画書等をみて確認するが、おそらく特別保護地区になると思う。

#### 委員:

公聴会の資料の中に条件付き賛成という部分でニホンジカ、イノシシ、サルという獣害被害が確認されていることに対する配慮をという記載があるが、具体的にどのような配慮をされるのか教えていただきたい。

#### 事務局:

公聴会の中では、条件付き賛成の意見の中で、獣害被害が確認されているので配慮をするようにとのご意見を頂戴したところ。特別保護地区内については狩猟による捕獲は制限されるが、有害鳥獣捕獲については特別保護地区内でも可能であるので、引き続き被害の状況を聞きつつ市町と連携して有害鳥獣の捕獲について取り組んでいくというところ。

# 委員:

些細な指摘になるかもしれないが、1 (6) 特別保護地区の再指定にかかる理由のところで、4行ほど説明がされているが、この説明の文章があまり科学的ではなくキャッチコピーのような文章になっているので、「当該地域は多種類の鳥獣が数多く生息する野生鳥獣の宝庫であり」という書き方をするくらいであれば、4 (2) でせっかく調査をしたうえで種名をあげているので、「多種類の鳥獣が数多く生息する」という書き方をしないで、「当該地域においては○種の鳥類と○種の哺乳類が確認されており、」など、文学的な表現ではなく科学的な表現されたほうがよいのではないか。

# 事務局:

ご指摘の通り修正する。

#### 委員:

鳥獣保護区および特別保護地区は県内に何カ所あり、面積は何ヘクタールあるのか。

#### 事務局:

鳥獣保護区は 45 箇所で合計面積が 99,692ha あり、その中でも特別保護地区は 14 箇所ございまして合計面積は 1393ha となっている。

# 委員:

今回面積については拡大や縮小などはなく現状と同じ面積を再指定されるかたちか。

# 事務局:

面積および区域については、変更はなく、現状指定されている区域と同じ区域で再指定を しようと考えている。

# 委員:

この地区に関して様々な鳥獣種がみられるという話はしていただいたが、指定する前と 比べて効果があったからとか、数や種類が維持されたからこうだなど、どのような根拠を踏 まえて拡大や縮小することなくこのような形で再指定されることになったのか伺いたい。 検討されているのかというところと、検討されているとしたらどのようなところを検討さ れて、この指定の方向を決められたかというのをお聞きしたい。

#### 事務局:

今現状指定されている区域について、過去の調査において鳥獣の保護を図るべきというところで指定されている。今回再指定するにあたって、令和2年、令和3年度の2年間調査を行い、その結果を受けて多様な生物が生息しているというところで引き続き保護区に指定して保護を図っていく必要があると判断して再指定するものである。

# 委員:

何年か調査をされて、数や種を把握されたところでそのような効果があると認められた ので、同じ面積を引き続きということか。

### 事務局:

その通り。

#### 委員:

他の委員からも意見があったように、何年から何年の調査でどうであったかなど入れる のもよいと思うので、またご検討してほしい。

#### 委員:

意見ではないが、ここはあらゆる動物がいる。今は長浜市がここで駆除を行っているが、9月1日から4月30日まではこの近辺は銃器での駆除は一切やっていない。クマもイノシシもシカもあらゆる動物がいる。特にサルで大変困っている。9月1日から来年の4月30日まで銃器の駆除はできないので、その期間は住民から市にたくさん電話が入る。何とか檻で駆除してくれないかと市から要請が来ているところ。ここはあらゆる動物がいる。池の北側の山にはクマの巣穴もたくさんある。クマも小谷城にかけている。また鳥類もたくさんいるところである。もうすでにコガモが飛来している。

# 委員:

大変貴重なご意見感謝する。事務局の方で何かあるか。

#### 事務局:

貴重なご意見感謝する。説明もさせていただいたとおり、貴重な鳥類がいる一方で、ご意見いただきましたとおり、被害の苦情も出ているということである。有害捕獲許可はできるので、引き続き市町と連携し取組みながら鳥獣の保護も図っていく。

# 委員:

今おっしゃった被害というのは、計画書4(3)に書いてある農林水産被害ではなくて例 えばクマ等により人身被害といった意味か。

### 事務局:

農林業被害ということで申し上げた。

#### 委員:

そうすると、4(3)に書いてある被害状況の中にはそれは出てきておらず、水鳥による被害しかここにはあげられていない。例えば、ニホンジカ、イノシシ、サル、クマなどによる被害があるのであれば、4(3)の被害状況のところにあげるべきではないか。

# 事務局:

ここに記載しております被害状況については特別保護地区における被害状況ということで、特別保護地区のなかに水田も含まれており、水田でのカルガモ等の被害を記載しているもので、特別保護区外のシカによる被害等を記載しているものではない。

# 委員:

特別保護地区の中ではカモ等による被害のみという理解でよろしいか。

#### 事務局:

はい。

#### 部会長:

他に意見ないようでしたら、とりまとめに入りたいと思う。若干の修正等も出たように思うので、資料1-4をご覧いただきたい。滋賀県知事あての答申案となっているが、ご覧いただいて、もし修正等あればご意見いただきたい。

# 部会長:

なければ、ただいまいただいたご意見を計画書の中に盛り込んで、修正の上、県指定鳥獣保護区特別保護地区の再指定について(答申)という形で、知事に答申したいと思うが、よろしいか。

### 部会長:

よければ、事務局の方にお返しする。

# 議題: 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第4次)の素案について

<事務局から滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画(第4次)の素案について説明を 行った>

事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

なお、保護計画と管理計画のどちらが望ましいのかも含めて幅広く議論をお願いしたところ、引き続き保護計画を策定することについて、異議はなかった。

# 委員:

自山・奥美濃地域個体群および北近畿東部地域個体群について、年間総捕獲数の上限がそれぞれ定められているが、実際にはどのくらい数の個体が捕獲されているのか。

#### 事務局:

資料 2-3(1)の 22 ページの表 11 において、狩猟、許可捕獲、錯誤捕獲による捕獲等の状況をとりまとめている。狩猟では基本的に捕殺されることになる。一方、許可捕獲および錯誤捕獲による捕獲個体は、奥山に移動させて放獣することが基本となっており、捕獲後の処置の状況については 23 ページの表 12 のとおりである。

2017年度から2021年度の過去5年間において、狩猟・許可捕獲・錯誤捕獲における捕殺の総数は、いずれの地域個体群についても年間総捕殺数の上限に達していない。

# 委員:

資料 2-3(1)の 5 ページの図 3 について、地域個体群の区分について、白山・奥美濃地域 個体群と北近畿東部地域個体群の境界線が、旧西浅井町と余呉町の境ではなく、長浜市と高 島市の境になっているので、修正が必要である。

先ほど説明があった捕獲数については、地域個体群全体でこの数ということになるか。

#### 事務局:

資料 2-3(1)の5ページの図3について、間違っているため、修正する。

資料 2-3(1)の 22~23 ページの表 11 および表 12 の捕獲等の状況などについては、近隣府県を含む地域個体群全体の状況を示したものではなく、滋賀県内における状況を示したものである。

### 委員:

資料 2-2 の被害防除の施策において、人身被害が発生するおそれがあるときは、状況に応じて錯誤捕獲個体についても捕殺を行うことも検討するということであり、ツキノワグマ出没対応マニュアルの改定の中で対応していくということであったが、マニュアル改定のスケジュールはどのように考えているか。

資料 2-3(1)の 29 ページの 6-3-2 において、生息環境整備に係る評価および課題として、 植栽によらない自然の遷移にゆだねた森林管理などを推進していく必要がある旨が言及さ れている。種子の供給源となる広葉樹が周囲に存在する場合や萌芽更新が行われる場合な どには、大規模伐採のうえ自然の遷移にゆだねた管理を行うことも有効であるが、スギ・ヒノキ林を大規模に伐採して広葉樹林に誘導する場合には、広葉樹の苗の植栽が必要になる。スギ・ヒノキ林を大規模に伐採して植栽を行わなかった九州の事例では、灌木が優占する植生となってしまい問題となったものがあるため、情報提供する。

#### 委員:

森林管理に関連して、二酸化炭素の吸収の観点から、人工林について今後は主伐に力を入れて再造林していくという動きがある。概ね50年生程度の森林までは二酸化炭素の吸収が行われるが、60年生以降の森林では呼吸速度と光合成速度が同程度となり二酸化炭素の吸収が止まってしまうことから、そうした森林の更新を図り、皆伐のうえ植林・保育していくことに補助金を出していくという施策が行われている。

#### 事務局:

情報提供いただき感謝する。

参考資料 2-1 に、ツキノワグマ出没対応マニュアルの改定のスケジュールについても記載しており、検討会の中で検討していきたいと考えている。

#### 委員:

年間総捕獲数上限の算出にあたり、推定値をもとに算出しているが、この値はどのような値か。地域個体群毎に推定値を算出しているのか。

#### 事務局:

生息個体数の推定値の算出に当たっては、ヘアトラップ調査・DNA分析により県内2区域(長浜市および高島市)の基準区域の生息密度を推定し、基準区域の生息密度と目撃指数の回帰式を算出している。その回帰式に、県内各地域の目撃指数を当てはめることで、推定値を算出している。推定値は、地域個体群毎に算出している。

#### 委員:

限定的なデータに対して強い仮定を置いて生息個体数の推定値の算出を行っているようであり、実際の生息個体数との整合の検証はできないことから、推定値の妥当性の説得力は弱いと言わざるを得ない。過去と同じ推定手法を用いていたとしても、過去と現在の推定値の単純比較で傾向がわかるわけではない。生息個体数の推定値は、保護管理の施策を決定していくにあたっての根幹となる情報であることから、推定手法のアップデートも検討された方がよい。

#### 事務局:

ご指摘のとおり、推定値の算出にあたっては限定的なデータしか得られていないところであり、年間総捕獲数上限の算出根拠とした推定値は過去からの経緯を踏まえて従来手法によって算出した値を採用している。しかしながら、個体数の増減の把握にあたり、従来手法による推定だけではなく、空間明示型の手法による推定も並行して行い、両方の手法の推

定結果を踏まえて顕著な増減はなく横ばい傾向にあると判断している。

また、推定手法のアップデートは重要であると考えており、階層ベイズモデルの導入の検討を行っているところ。

# 委員:

地域個体群については、本来的には遺伝的な特性の違いから区分されているところであるが、計画上の取扱としては地域により区分されている。

しかしながら、例えば一方の地域個体群の増大ともう一方の地域個体群の衰退が発生し、 増大した地域個体群の分布域が衰退した地域個体群の分布域へと広がった場合などには、 それぞれの地域に生息する個体数の変化はないものの、地域個体群の系統の保全上の問題 が生じているというようなこともあり得るのではないかと考えられる。また、その他の地域 の個体についても、白山・奥美濃地域個体群や北近畿東部地域個体群の個体が分散している のか、また別の地域個体群の個体が分散しているのかによって、捉え方が変わってくると思 われる。

滋賀県は異なる地域個体群の中継地点という重要な地域であるからこそ、個体数の把握だけでなく、それぞれの地域個体群の遺伝的な情報についても定期的に把握するなどの対応も重要になってくるのではないか。

# 事務局:

ご指摘のとおり、本来、地域個体群の分布域は地域により明確に区切れるものではないが、 地理的な条件や文献情報等を踏まえ、取扱に当たり便宜上の境界を設定している。

モニタリング調査に当たっては、ヘアトラップによる体毛の採取とそのDNA分析による個体識別を行っているため、どの地域個体群の系統の個体であるかについても分析することは可能と考えられる。モニタリング調査に充てられる予算の制約もあるため、必要性を含めて検討したい。

#### 委員:

国有林においても、害獣鳥獣駆除の事業を実施しているが、ツキノワグマの錯誤捕獲があった場合、奥山まで安全に移動させることは現実的に難しい考えられるため、錯誤捕獲した 個体は原則として殺処分できるよう出没対応マニュアルを検討いただきたい。

#### 事務局:

現状においても、錯誤捕獲が発生した場合は、麻酔で眠らせてドラム缶檻に入れて奥山まで安全に移動させ、放獣しており、錯誤捕獲された個体を移動放獣することは技術的に可能である。

環境省の基本指針において、事業実施者は安全な放獣に努めること、錯誤捕獲した個体は外来種や害獣を除き原則として放獣することとなっており、たとえ管理計画であったとしても錯誤捕獲された個体を全て殺処分するという対応は許されていない。

# 委員:

国有林における有害鳥獣駆除の事業は、登山道沿いの山奥において実施しており、ドラム 缶檻をその場所まで運搬することは困難であり、場面に応じた対応を検討いただきたい。他 府県では、移動放獣の対応をしているときにクマに襲われて死傷者がでるような事例も聞 いている。

### 事務局:

ドラム缶檻が運搬できない奥山での錯誤捕獲の対応については想定していなかったため、 そうした状況への対応も含めて検討したい。

# 委員:

奥山における錯誤捕獲であれば、その場で放獣すればよい。登山道沿いであることを懸念 されているようだが、移動させたとしてもクマは戻ってくることが多い。

#### 委員:

普及啓発や情報提供はどのように行っているのか。市町報やホームページに乗せるなどは行っているのか。

天気の良い日は人がよく外出するため目撃情報が多くなるなど、クマの目撃情報は人の 行動が大きく影響していると考えられる。人の行動に効果的に働きかけるに当たり、クマが 出た地域には一定期間立て看板を立てるなど対応が、実効的な手法であると考える。看板が 立っていると外から来た人にもわかりやすい。

### 事務局:

県におけるクマの生態等に係る情報の周知に当たっては、ホームページに掲載するほか、 豊凶調査の結果の公表を契機とした報道発表なども行っている。また、市町の求めに応じて 説明会を開催したこともある。

市町における出没情報の周知に当たっては、ホームページへの掲載、防災無線やメールでの発信のほか、必要に応じて看板の設置を行われているところもあるが、市町の状況により 選択可能な手段は異なる。

#### 委員:

市町との懇談の機会があれば、クマが出た地域に一定期間立て看板を立てる手法なども、 情報提供できるとよいと思われる。

#### 委員:

クマは、最短で2年に1度、 $1\sim2$ 頭のコグマを産むが、その子が成獣になる率はどのような状況であると考えているか。

子連れのメス(成獣)は発情しないため、初夏の繁殖期になると、オス(成獣)がその子を殺すことがよくある。雌雄2頭のコグマが生まれた場合、オスのコグマは1年で親離れし、メスのコグマはもう1年母グマと一緒にいることが多い。そのため、特にメスのコグマが殺

されることが多く、メスが少なくなっているように思われる。場合によっては、コドモが2頭とも殺されることもある。また、春先に人里に出没する個体は親離れしたばかりのオスであることが多い。

このように、オスによりコグマが殺される状況があるため、最短で2年に1度生まれるコドモのうち、成獣までの生き延びるものは50%を越えないというのが現場からの実感である。そのため、1年にどのくらい増えるのかということも予測して対応いただきたい。

#### 事務局:

現場の貴重な情報をいただきありがたい。

現状の個体数推定のモデルでは、個体群の成長率の算出をすることができないが、現在成 長率の算出も可能なモデルの検討を行っており、そうした現場感覚との整合の確認なども 将来的に行っていくことができればと考えている。

また、情報をいただいた内容に関連することとして、実際、春先に錯誤捕獲される個体は、若いオスである傾向が強いように思われる。錯誤捕獲個体の分析についても、計画の改定とは別に進めていきたい。

# 委員:

錯誤捕獲された個体の対応に関連し、昨年 12 月に京都府の和東町で錯誤捕獲された個体が放獣された。近隣の甲賀市では、今まで目撃がなかった地域であるが、目撃されるようになっている。

こうしたクマに慣れていない地域においては、目撃があっただけで大変なことであり、怖くて山に行けないということになってしまっているため、これも一つの生活被害であると考えられる。

移動放獣をすることによってクマの分布域を広げてしまうことになる恐れもあり、錯誤 捕獲個体を全て殺処分したとしても年間捕獲上限に達しない年もあるため、錯誤捕獲個体 の殺処分について検討できないか。

#### 委員:

クマは臆病な動物であり、人間を避けて生活しているので、過剰に心配する必要はない。 突然遭遇した場合に襲ってくることはあるが、森林でチェンソーの音を立てながら作業している人が襲われるというようなことはないと思われる。

### 事務局:

錯誤捕獲された個体の移動放獣に当たっては、錯誤捕獲地点の近傍の奥山に放獣することになるため、そのことに伴い分布域が拡大することはないと考えている。

錯誤捕獲された個体の扱いについては、鳥獣保護管理法に規定される基本指針に基づき 対応していく必要があり、全てを殺処分するということは認められていない。被害のおそれ があるということを予察して捕殺する場合には、科学的に十分な裏付けがある場合に初め て認められるということになる。

クマに対して過剰に心配をする必要はないというお話もいただいたものの、普段目撃の

ない地域でのクマの目撃により、住民の方が不安に思うのは当然のことである。クマの生態等を知らない方も多いと思われるため、そうした状況を踏まえ、県と市で協力して住民への説明会なども行ったところ。

これまでのクマの生態等についての普及啓発を行ってきたところであるが、普段クマが 出没しない地域においても普及啓発を強化していくことを計画中に盛り込んでいる。

# 議題: 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画(第4次)の素案について

〈事務局から滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画(第4次)の素案について説明を行った〉 事務局の説明後、各委員から次のご意見、ご質問等があった。

# 委員:

カワウのコロニーの分布が広がったということだが、これはやや邪推かもしれないが、過去にカワウが二極に集中していたときに、シャープシューティングで個体数調整を実施し、管理がうまくいったという評価を国もしているが、一方で、かなり密で生息するカワウという種がやむを得ず離散して、結果的に新たなコロニーの機会を与えたという側面もあるのではないかと思う。それまでは利用してこなかった地域に適切な生息環境を見出し、そこでは生存競争がそれほど熾烈ではないので、短期間で急速に増える、そういったある種の副作用、クラッシュのような形で分布が広がったということがあるのではないか。グラフを見ているとグレーの数が急速に増えているのはそういったことがあるのではないかと思う。個体数調整については非常に重要であるし、進めるべきだと思う。ただ、今言ったようなストーリーが実際にある程度あるのであれば、今後の個体数調整をエリアごとに状況に応じて実施する際に、これまでのような個体数調整を地域ですると、その地域でまたカワウが離散していき、いたちごっこになる気もする。その可能性があるなら、エリアごとに分けることプラスアルファで何かもう少し対策については考えた方がよいと思う。

### 事務局:

生息域が分散している状況について、明確な原因は分からないが、やはり野生の鳥獣は状況に応じて順応的に動くものでもあるので、竹生島で繁殖できないという状況でそういった動きになった可能性は否定できない。新しく形成されたコロニーは生存競争が緩いという話しもあり、知見としても新しくできたコロニーほど繁殖率が高いと聞いている。

今回エリアに分けることにプラスアルファで何か、という話しであるが、新規のコロニーは数が増えるのが早いということもあるが、同時に早期の対策を行うことで定着したコロニーよりも効果的に解消できたという事例もある。そのため、エリアに分けることで、新たなねぐら・コロニーをいち早く察知するとともに、これまで対策の連携が取れずに、ある市町で対策をした結果、隣の市町にねぐら・コロニーができたということもあったなど、連携が取りにくい状況もあったが、これからはブロックごとに管理することにより、情報の共有のスピードを上げ、対策についてもある所で対策をする場合にもその情報を共有し警戒感を高めていくような動きをしていきたい。ブロックに分けて管理する効果を最大限に発揮

し、困るところにはねぐら・コロニーができないように、これから体制を作っていきたい。

# 委員:

田中委員は研究者らしい理路整然としたコメントであったと思うが、事務局の説明は、カワウという生きものは外来種のように地域から根絶させる対象ではなく、在来種なのでという説明もあったと思うが、カワウを含めた生態系を保全していきたいという最終的な目標がある。ただ現在、漁業被害、生活環境被害、植生被害があるので、数を管理していきたい、そのための計画であると思う。こうした3つの被害がなるべくない状態が実現できれば、カワウはそこにいてもよい、ということを目指す計画だと思う。

竹生島や伊崎半島の成功事例があるので、それを踏まえて、そこで追い払ってしまったから別のところにコロニーができてしまったということもあるのかもしれないが、それも踏まえて現在確認されているねぐら・コロニーをある程度グルーピングして、それぞれの目標を立てて管理していきたいというこの計画は、非常によくできていていると思う。

コメントするとすれば、追い払いはその場からはいなくなって、そこの被害はなくなったように見えるが、追い払われた先で新たな被害が出るので、追い払いは全面に出さずに、個体数調整、捕獲を中心とした計画にした方が、実質的に近い将来にゴールに近づける計画になると考える。

# 事務局:

捕獲を全面にということであったが、根本的に数を減らし共存できるところを目指すということは大事だとは思うが、集落近くでなかなか銃器が使えないようなところは、追い払いがもしうまくいって被害がないところにねぐら・コロニーができれば、そこに一定数生息してもらうというのもビジョンの一つとしてはあり得ると思う。一つの対策だけではなく、状況に応じて複数の対策を組み合わせていきたい。

#### 委員:

ブロックで方針および対策とあるが、どういう組織でするのか。これまで伊崎や竹生島ではどこの市町村が中心になり、どこの関係の漁協が協力し、県がどう関わっていたなどが具体化していたが、ブロックだと市町や県がどう関わるのか。気になったのは分布の管理方針および対策はブロックごとで、とあるが、もちろん地域ごとなどはあると思うが、どうやっていくのかの方針は県がしっかりと示さないといけない。県がどう関わっていくのかを明らかにしないといけない。ブロック制は一つの方策ではあるが、県としてどうするのか、骨子となるものをより明確にしていかないと、どこも潰れてしまう。季節移動もあり同じ個体が同じ場所にいるのか、現状では分からないが、どのような行動圏で、このブロック分けにしても本当にそこにいるのか。群れで湖を南北に移動しているのを見ているので、安にブロック分けではなく、季節によってどうなっているのか、特に繁殖期を中心に個体数を抑えるためにはそこがポイントだと思う。

#### 事務局:

どういった組織でするのかについては、ねぐら・コロニーごとに関しては地域に密着した

問題なので、漁協者や地元の自治会、関係市町、県などが考えられる。ブロックに関しては少し広い視点になるので、主には行政で、各ねぐら・コロニーの代表的な方にも参加いただくような形で考えている。県の役割としては、すべてのところに何かしら関わっていき、県の計画との整合性も図りながら、当面立ち上げについては県が事務局を担っていきたいと考えている。動きだした後には、色々な問題点が出てくると思うので、どういう組織体で動かすのがよいのかも含めて詰めていく必要があると思う。初めての試みであり、どのような課題があるのかもこれからかと思っている。

季節移動に関して、滋賀県では繁殖期が4月から9月ぐらいまでで、それが終わると別の 所に移っていく。そのように大きく動くので、近隣府県との関わりが重要であり、環境省主 催の中部近畿カワウ広域協議会などで情報共有などをしている。

#### 委員:

生息環境管理について、p23 は前回の計画も同じようなことが書いており、よいことが書いてあるように見えるが、ブルーギルやオオクチバスなどの外来魚がエサになっているので、これを減らせば冬期のカワウが減少するので春に増えるのが減る可能性があるとあるが、実際に冬には滋賀県にはほとんどおらず、2月ごろからまた飛来してくると書いてある。外来魚を減らすことは大事だが、この対策が本当にカワウの減少につながるのか。併せて、河川を多様な生物が生息する川にしていく、そのためには、瀬や渕、湾曲部などとあるが、三面張りの川をもう一度このように戻そうかというと地元は納得しない。現行計画にも同じことが書いてあるが、はたして本当に河川管理者とそのような政策を進めているのか。本当に進めようとしたら、滋賀県民の川の管理に対する思いとちょっと乖離があるのではないか、理想論ばかり書いているのではないか。現行計画に書いてあるので、減退させることは事務局としては心苦しいのかもしれないが、理想的過ぎるのではないか。

#### 事務局:

カワウについては、シカ、イノシシ、クマなどと違い、生息環境管理の考え方が難しい面もある。生息環境管理は、住み分けるための生息環境管理と、被害を減らすためにどのような環境にするのかがある。外来魚の部分については、残るカワウもいるが数としては春ほど多くないが、少しでも減らせることができるのであれば、ということで記載しているもの。ご指摘のとおり、どこまで効果があるのかは分からないが、できることをやっていく、という部分になる。河川については、水害が甚大になっている現状もある中で、どこまでやるのかというのはある。ただ、すべての河川をこうする、というのではなく、例えば家棟川のビワマスの遡上など、カワウのためではなく魚のためにしていることだが、ポイントでされている取組もある。治水を最優先にするところもあれば、自然環境を見直しているところもある。防災との兼ね合いもあり調整の難しいところではあるが、完全に諦めてしまうのも少し違うと思うので、現実に即しながら土木部局などと連携し、何ができて何ができないのかを議論していきたい。

# 委員:

コメントになるが、ブロックについては大事でよい方法だと思うが、ブロックの役割をち

ゃんと考えていくというのが大事だと思う。ブロックの中で意見交換することも大事であるが、ブロックの間でも移動したりすると思うので、ブロックの間の情報共有も県がやっていくということかと思うが、そのあたりも大事だと思う。ブロックがどのように決められたのか分からないが、ブロック間の情報共有もやっていくという前提だと理解している。ブロックの図で丸が何で四角が何かという情報があった方が分かりやすい。

#### 事務局:

ブロック間の情報共有は非常に大事だと認識している。これはブロック間となるので県の役割が大きいと考えているので、しっかり取り組みたい。ブロックの分け方については、カワウの行き来や、対策を行った際に影響が大きそうな範囲などを勘案し、ブロック内での情報共有を考えて行政界も意識して分けている。行政的な考え方も少し入っているが、カワウの状況から大きく外れてはいないかなというコメントは有識者からもいただいている。ブロックの図については改善していきたい。

#### 委員:

個体数調整について、p18にあるように、第3次の計画までは取組評価でシャープシューティングを取り入れたことなどにより成果があった、という高い自己評価をしていて、それを踏まえて第4次計画ではどうするのかは p21 に個体群管理に関する事項の具体的な施策に出てくるのかと思ったが、シャープシューティングという言葉が出てこない。銃器捕獲等という言葉は出ていて、その中に含まれるのかもしれないし、シャープシューティングという言葉をあえて出さないようにしているのかなという気もする。滋賀県の実績や今回の計画の立て方は優れていると考えていて、それは何故かというと、やはりシャープシューティングを採用されて竹生島で大きな成果を得られたというところがある。第4次でもその手法は取り入れるべきであり、散弾銃を使った追い払いを兼ねた捕獲と1羽1羽を狙撃するシャープシューティング、これら両方を銃器捕獲の中に採用していかないと管理を実現するのは難しいかと思う。p21,22 あたりにシャープシューティングという言葉を入れなかった理由はあるか。

#### 事務局:

評価のところでシャープシューティングなどと書いているが、施策の3本柱、特に個体群管理と被害防除、漁協がされている防鳥糸張りなど、様々な対策を含めて関係者で取り組んだ結果、数を減らすことができ、その中の大きな要因の一つとして個体数調整があったのだろうということで、などという表現をしている。

該当のページでシャープシューティングという言葉がないことについて、これから先は一つの大きなコロニーでやってきた対策が必ずしも通用しない場合も出てくる。地域の実情がそれぞれ違い、住宅に近いところでは銃が使用できるかどうかを考えるところからになる。そういったところも含め、方針とは違い、手法に関してはこれから地域ごとで決めていくものなので、地域の計画を作る中で、どういう方法がよいのかをそれぞれで選択していくということを考えているので、具体的な手法までは書いていない。

# 部会長:

他に意見が無ければ、事務局に進行をお返しする。

# 事務局:

本日は長時間に渡り、議論いただき感謝申し上げる。 これにて、令和4年度第1回滋賀県環境審議会自然環境部会を終了する。 なお、次回の審議会は11月中旬ごろ開催予定である。